

大更地区にマイホームを考えている人

市有地(宅地)を売却します



市は先着順で、次の市有地を売却します。希望する人は、必要書類をそろえ、総務課まで直接持参してください。郵送、電話、ファクス、メールなどによる申請は受け付けません。

売却する市有地

- ▷所在地＝大更第21地割202番3
- ▷公簿地目＝宅地
- ▷面積＝606.91平方メートル
- ▷売払価格＝910万円
- ▷契約保証金＝45万5,000円

必要書類

- ▷普通財産払下申請書
- ▷印鑑登録証明書
- ▷誓約書



▷委任状

▷住民票(個人が申請する場合)

▷履歴事項全部証明書(法人が申請する場合)

受付期間 随時

引き渡し 現状の状態での引き渡しとなります。

※その他、詳しくは市ホームページを確認してください。

問い合わせ先 総務課契約管財係(☎・1238)



利用者負担段階の判定基準額と食費・居住費の負担限度額が8月から変わりました

8月1日から、下表のとおり、介護保険の利用者負担段階の判定基準額と負担限度額が引き上がります(一部の利用者を除く)。

所得の低い人(下表の要件を満たす人)は、負担限度額認定を受けることで介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院)に入所、入院したときや短期入所(ショートステイ)を利用したときに係る食費・居住費(滞在費)の負担が軽減されます。

認定を受けると、世帯の所得に応じた段階に該当す

る負担限度額までが自己負担となります。負担限度額を超えた費用については介護保険から給付されます。

負担限度額の認定について

負担限度額認定の有効期間は、申請のあった月の1日から9年7月31日までです。認定を受ける場合は、地域福祉課または西根・安代総合支所、田山支所で手続きをしてください。

問い合わせ先 盛岡北部行政事務組合賦課給付係(☎74-2716)、地域福祉課包括支援センター係(☎・内線1102)

表_利用者負担段階ごとの負担限度額(日額)

利用者 負担段階	補足給付の主な対象者の 判定基準額 ※非課税年金含む	預貯金など資産 の状況 【夫婦の場合】	食費・居住費の負担限度額							
			食費 【ショートス テイの場合】	多床室			従来型個室		ユニット 型個室の 多床室	ユニット 型個室
				特養 など	老健・ 医療院	老健・医 療院など	特養 など	老健・医 療院など		
1	生活保護受給者	要件なし	300円 【300円】	0円	0円	0円	380円	550円	550円	880円
	老齢福祉年金受給者	1,000万円以下 【2,000万円以下】								
2	年金収入金額(※)+合計 所得金額82.65万円以下	650万円以下 【1,650万円以下】	390円 【600円】	430円	430円	430円	480円	550円	550円	880円
3-1	年金収入金額(※)+合 計所得金額82.65万円超 ～120万円以下	550万円以下 【1,550万円以下】	680円 【1,030円】	430円	430円	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円
3-2	年金収入金額(※)+ 合 計所得金額120万円超	500万円以下 【1,500万円以下】	1,420円 【1,360円】	530円	530円	430円	980円	1,470円	1,470円	1,470円
基準費用額(厚生労働省が定めた標準的な費用の額)			1,545円	915円	697円	437円	1,231円	1,728円	1,728円	2,066円

▷赤字で表記した箇所は、変更のあった利用者負担段階の判定基準額と自己負担限度額です。

▷補足給付は、原則として、世帯全員(世帯を分離している配偶者含む)の市民税が非課税の世帯に属する人が対象です。

▷表に該当しない人は、施設と利用者との契約により負担額が決まります。

健康づくり応援事業で 生活見直すきっかけに

市は健康づくり応援事業を次の日程で開きます。当日は、保健師と管理栄養士が健康・栄養相談や健康チェックを行います。参加費は無料で事前の申し込みは不要です。

日にち	受付時間	時間	会場
8月25日(火)	【午前の部】 9:30～10:30	【午前の部】 10:00～11:00	市役所 多目的 ホール棟
12月17日(木)	【午後の部】 13:00～14:00	【午後の部】 13:30～14:30	

内容

▷健康・栄養相談

けんしん結果を基に、生活習慣病の予防について個別に相談ができます(1人当たり20分程度)。希望する人は、8年度けんしん結果を持参してください。

▷健康チェック

体組成計(体重、体脂肪率や筋肉量が測定できる)と、ベジメータ(指をかざすと自身の野菜摂取状況が分かる)を使用して、現在の健康状態を測定します。毎日の生活習慣改善に役立てることができます。

問い合わせ先 健康こども課健康推進係(☎・内線1190)

寄付をいただきました

本市に寄せられた厚意を紹介します。

【企業版ふるさと納税】

▷協栄テックス株式会社様…

地域の元気を生かした持続可能なまちづくり事業に役立ててほしいと、300万円が寄せられ、市は6月24日、感謝状を贈呈しました。(寄付日は3月18日)

【現金の寄付】

▷八幡平ふるさと会様…6月12日、10万6,723円が寄せられました。



八幡平ヒルクライム開催に 伴い交通規制を行います



9月5、6日の両日、岩手山パノラマラインと本県側八幡平アスピーテラインを会場に「八幡平ヒルクライム 2026」が開かれます。

大会開催に伴い、交通規制を次のとおり行います。交通規制中は、道路の通行ができませんので注意してください。

交通規制を行う日時、場所

▷9月5日(土)

区間＝岩手山パノラマライン(焼走りT字路交差点から金沢交差点手前まで)

時間＝12:00～14:00

▷9月6日(日)

区間＝本県側八幡平アスピーテライン(松尾八幡平ビジターセンター前交差点から八幡平山頂手前本県側路側帯まで)

時間＝7:00～11:30

問い合わせ先 文化スポーツ課スポーツ推進係(☎・内線1146)

空き家処分や実家じまいなどを 専門家に学ぶセミナーを開催



市内に空き家を所有または管理する人(今後所有する見込みのある人を含む)を対象に、市は無料セミナーを開きます。

日時 8月16日(日) 10:00～12:00

場所 市役所多目的ホール棟

定員 30人(事前に申し込んだ人を優先)

事前申込期限 8月14日(金)

事前申し込み方法 右記QRコードから申し込むか、市ホームページから申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、ファクス(74-2102)で申し込んでください。

問い合わせ先 まちづくり推進課定住促進係(☎・内線1367)



漢字検定に挑戦してみませんか

日本漢字能力検定協会の漢字検定(漢検)を、市教育委員会と総合型地域クラブわくわく八幡平が共同で実施します。

受験可能な級 2級から10級

日時 10月24日(土) 10:00～11:00

会場 西根地区市民センター

申込書の配布 市内各コミセンまたは教育総務課
※市役所結のひろばにも備え付けています。

申込期間 8月24日(月)から9月18日(金)

申し込み先

▷わくわく八幡平事務所

▷田頭コミセン

▷荒屋コミセン

問い合わせ先 教育総務課(☎・内線1367)

年金記録や年金見込み額の 確認はねんきんネットが便利



自身の年金記録、将来の年金見込み額や各種通知書の情報を、「ねんきんネット」を利用し、パソコンやスマートフォンで確認できます。

マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルと連携することで「扶養親族等申告書」の電子申請や「公的年金等の源泉徴収票」などの電子送付機能を利用することができます。書面から電子データでの受け取りにすることで、e-Taxによる確定申告ができるため便利です。

詳しくは、日本年金機構のホームページを確認してください。

問い合わせ先

▷ねんきん定期便・ねんきんネット

専用番号(☎0570-058-555)

▷盛岡年金事務所(☎019-623-6211)

▷市民課国保年金係(☎・内線1076)



人権擁護委員に和田恵子さんを選任

人権に関する悩みごとなどの相談に応じる人権擁護委員に、和田恵子さん＝上野駄＝が再任されました。任期は7月1日から11年6月30日までの3年間です。

相談日など詳しくは、広報はちまんたい情報カレンダーで確認してください。

問い合わせ先 市民課(☎・内線1070)



和田恵子さん

市役所本庁舎に自動販売機を 設置する事業者を募集します



市は、市役所本庁舎に設置する自動販売機(清涼飲料水・食品)の設置事業者を募集しています。

設置場所 市役所本庁舎結のひろば

(八幡平市野駄第21地割170番地)

設置台数 1台

申込期限 8月31日(月)まで

必要書類

▷参加申込書

▷市税の納税証明書

▷自動販売機の機械仕様書(設置面積および定格消費電力など自動販売機の仕様が分かるもの)

※参加申込書は市ホームページからダウンロードすることができます。

申し込み方法 必要書類をそろえ、総務課に持参してください。郵送、電話、ファクス、メールなどによる申し込みは受け付けません。

応募資格など、詳しくは市ホームページから確認してください。

問い合わせ先 総務課契約管財係(☎・内線1236)



【広告】この広告は、広告主の責任において市が掲載しているものです。広告の内容について市が推奨などをするものではありません。

困った? 住まいのトラブル!! 解決します!!

水まわり・台所
ボイラー・ストーブの修理
草刈りだってなんでも
ボクにオマケ!!

見積無料

かんぽん 便利くん 岩手町店

便利くんスタッフが
ご自宅までご訪問いたします!!

イー コイ キューキューキュー

ふんちゃん 通話無料 0120-151-999

広報はちまんたい 広告募集中!!

求人・イベント等の情報発信にご活用ください。

令和8年度「広報はちまんたい」広告代理店

さうごう 株式会社 総合広告社

〒020-0022 岩手県盛岡市大通1丁目1-16 岩手教育会館2F
TEL.019-626-3370代 FAX.019-626-3373
info@adsougou.co.jp 担当/伊藤

各家庭からの米飯の持参が不要に

市内小学校の給食が9月から「完全給食」になります



本年9月1日から、市内全ての小学校において、学校給食での米飯提供を始めます。

これまで主食となる米飯は、各家庭で準備する「補食給食」を行っていましたが、9月からは、学校給食として提供する完全給食へと移行し、保護者の皆さんの負担を軽減します。

▷米飯提供対象＝市内全ての市立小学校

▷米飯提供日＝平日(水曜日(パン給食日)を除く)

▷提供方法＝委託炊飯業者が炊飯した米飯を、学級ごとに容器で提供します。

▷費用負担＝米飯提供に係る保護者の負担はありません。

問い合わせ先 教育総務課(☎・内線1361)